

街並み景観ガイドラインの概要  
(内幸町地区)

1	街並み景観ガイドラインの名称	内幸町地区街並み景観ガイドライン
2	街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積	内幸町地区 内幸町一丁目一番地内（別添区域図のとおり） 約6.5ヘクタール
3	建築物の配置、形態及び外観等に関する基準の概要	<p>(1) 風格ある新しい都心拠点の形成（建築物の高さの最高限度を230m程度とする。）</p> <p>ア 都心の景観を形成する新たな場として、拠点性（まとまりのある建物シルエット）と周辺地区との連続性（すり鉢状のスカイライン）に配慮した景観の形成</p> <p>イ 周辺地区を結ぶ拠点として、象徴性とまちとしての調和が共存する景観の創出</p> <p>(2) 日比谷公園をまちへ広げ、互いの魅力を高める景観の創出</p> <p>ア 日比谷通り沿道の百尺ライン（約31m）の表情線の形成など日比谷通りの風格ある沿道景観を継承しつつ、公園とまちをつなぐ顔として、「見る・見られる関係性」を構築する都心の新たなオープンスペースを創出</p> <p>イ 公園をまちに開く立体回遊動線と周辺地域から回遊ネットワークまでのシームレスなつながりを意識した広場・建物デザイン、潤いあるみどりと多様なアクティビティが表出したにぎわい空間の創出</p> <p>(3) 特性を活かした魅力ある通り景観の形成</p> <p>ア 東京都道409号日比谷芝浦線 日比谷通りの風格の継承と日比谷公園との新たな関係性づくりが共存する、建物内外一体的な公共空間によるにぎわいが感じられる沿道景観の形成(壁面後退距離を低層部では2m、高層部では10mとする。)</p> <p>イ 特別区道千第137号 歴史と格式、上質なにぎわいを感じるシンボルストリートとしての街路景観の形成(壁面後退距離を低層部では4m、高層部では6mとする。)</p> <p>ウ 特別区道千第141号 都市軸への顔づくりを行い、人の流れによるにぎわいを体感する街路景観の形成(壁面後退距離を低層部では4m、高層部では6mとする。)</p> <p>エ 特別区道千第140号 線路下の空間と呼応したヒューマンスケールなにぎわいあふれる街路景観の形成(壁面後退距離を3m、高架側道路境界線から11mとする。)</p> <p>(4) 駅—まち—公園の回遊性を高める歩いて楽しい歩行ネットワークの形成 公園の魅力を高め、誰もが安全・安心に利用でき、まちの特徴が表出した駅・まち・公園一体の回遊ネットワーク形成</p>
4	協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 辻上 広志 千代田区外神田四丁目十四番一号
5	準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名又は名称	株式会社日建設計
6	街並み景観ガイドラインの閲覧場所	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社開発本部開発推進部内

## 街並み景観重点地区 内幸町地区

